

救貧法改革におけるマンクとマルサス

田中 育久男

はじめに

本稿は19世紀初頭、イギリスの下院議員サミュエル・ウィットブレット (Whitbread, Samuel 1764-1815) が下院に提出した救貧法改正に関わる法案(1807年2月19日。以下、救貧法案と略記)を一つの手がかりとし、法律家ジョン・バークリー・マンク (Monck, John Berkely 1769-1834) が著した小冊子の分析を通して、当時の救貧法改革をめぐる論争の一端を明らかにすることを目的としている⁽¹⁾。

さて、救貧法 (Poor Laws) はそもそも1601年に従来の救貧に関わる諸立法を集大成したものであり、その目的は労働能力のある者を就労させ、そうでない者を救済することにあつた。当初、貧民の救済は収容施設での救済 (院内救済) が徹底されたけれども、18世紀後半に至り、その様相は一変した。それは国内では産業革命や農業革命が進展し、対外的にはナポレオン戦争の混乱などが遠因となり、貧民が急増したことに起因する。それゆえに収容施設の外での救済 (院外救済) や賃金補助制度など、より効率的な救済方法が模索されたが、事態の打開には至らなかった。そうした中、救貧法には人口の増加を助長し、貧困を悪化させる作用があるとみなし、同法の漸次的な廃止を主張するマルサス (Malthus, Thomas Robert 1766-1834) の『人口論』の思想的な影響が高まり、同法の存廃をめぐる論争が活発化していった。こうした危機的な状況下にあつて、ウィットブレットが下院に提出した法案が救貧法案に他ならない。

救貧法案はマルサスの思想がもたらす社会的な影響に配慮しながらも、

(1) 本稿は(柳田・田中2020)所収の「訳者序言」を加筆・補正の上、再構成したものである。なお、邦訳書のある欧米文献の該当頁を示す場合、(原文の該当頁/訳文の該当頁)と表記している。例：(Whitbread 1807: 1/60)

救貧法の部分的な修正を施すことにより、貧民の道徳的な改善を図るものであった。実際には半年ほどで廃案の憂き目にあったとはいえ、その諸提案には、貧民の区別（勤勉な者と怠惰な者）を前提にした貧民の劣等処遇や救貧行政の中央集権化、院外救済の可否など、後に成立する新救貧法（1834年）の骨子につながる萌芽的な要素を見出すこともできる⁽²⁾。それゆえに、救貧法案は救貧法改革の流れを確認していく過程において看過できない⁽³⁾。知られるように、救貧法案が公表されると、マルサスは公開書簡『救貧法の改正法案に関する下院議員サミュエル・ウィットブレッド閣下宛ての書簡（*A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. on His Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws*）』（1807年。以下、『書簡』と略記）を刊行し、応答した。これを皮切りに、救貧法案は数々の思想家たちにより、書簡や小冊子、定期刊行物など多様な媒体を通じて、議論の俎上に載せられてきた。その中で、ウィットブレッドがマルサスの応答に私信を送ったり、救貧法を批判するマルサスと、同法を擁護するジョン・ウェイランド（Weyland, John 1774–1854）が救貧法案を介し論争を繰り広げたりもしていくのである⁽⁴⁾。

本稿はこうした一連の論争の全体像を明らかにする試みの一つとして、論客の一人であるマンクの議論を取り上げる。マンクは、マルサスの人口原理や救貧法論を批判する立場をとったウェイランドとは対称的に、賛同

(2) 救貧法案の正式な名称は「社会の労働階級の間にも勤労を促進かつ奨励し、犯罪貧民および困窮貧民を救済し、規制するための法案」である。ウィットブレッドは下院の演説を経て、小冊子『1807年2月19日木曜日、下院で報告した救貧法に関する演説の要旨、附録を伴って。(*Substance of a speech on the poor laws: delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix*)』（1807年）を刊行した。その概要は（大前 1961；柳沢 1994；長谷川 2014；田中 2016）、救貧法の変遷は（小山 1962）などを参照。

(3) 議会でのマルサスの救貧法論に関する主要な研究は、スタージェス・バーン（Bourne, William Sturges 1769–1845）を委員長とする下院救貧法特別委員会（1817年）が作成した救貧法報告におけるマルサスの思想的な影響に照射した（Cowherd 1977；社本 1977；渡会 1998）。また、バーンの改革の路線上で新救貧法が成立したことから、ボナーの言及した「新救貧法の父」（Bonar 1924: 304–5/416）としてのマルサス像が強調された。これに対し、本稿はバーンの改革より10年前のウィットブレッドの救貧法案（1807年）をめぐる論争の中にマルサスの思想的な影響を確認する試みの一つである（田中 2016: 60–2）。マルサスの救貧法論の変遷は、（渡会 1998；森下 2001；渡会 2008；柳沢 2015）などを参照。

(4) マルサスとウィットブレッドの往復書簡は（田中 2016）、ウェイランドの応答は（田中 2019）を参照。本稿のマルサスとウェイランドの議論は、これらに依拠している。

する立場から救貧法案に応答した。このゆえにマンクは、ポインターやラップにより「マルサス主義者 (Malthusian)」(Poynter 1969: 213; Rapp 1987: 222) として位置づけられたが⁽⁵⁾、彼の救貧法論の全容には、これまでさほど照射されてこなかった。もとより、当時の救貧法問題を論じたジェームズ・ウィリス (Willis, James) は『イングランドの救貧法について (On the poor laws of England)』(1808年)において、マンクをマルサスやウェイランド、ウィットブレッドらとともに、反響のある人物の一人に数えてはいる (Willis 1808: 41-3)。上述のように、救貧法案はマルサスの思想に端を発したのではあるけれども、その一方で救貧法案に応答した思想家の多くもまた、マルサスの思想を起点としていた。それゆえ、マルサスの思想に反対の立場からの応答のみならず、賛同の立場からのそれも合わせて検討することは、当時の救貧法をめぐる論争を確認するための必要な作業と考えられる。

そこで本稿は、マンクの小冊子『救貧法制度に関する一般的な考察、ウィットブレッド氏の法案に関わる短評と註解を伴って (General reflections on the system of the poor laws, with a short view of Mr. Whitbread's bill, and a comment on it)』(1807年。以下、『考察』と略記)を中心に取り上げ、同じく救貧法案に応答したマルサスやウェイランドの議論との比較を行う。その上で、当時の救貧法改革において、彼らが共有した方向性がいかなるものであったかを検討したい。まず、Iではマンクの生涯を辿るとともに、『考察』が対象としたウィットブレッドの救貧法案とその応答を確認する。ついで、IIでは『考察』の内容を明らかにし、引き続きIIIにおいては、救貧法案をめぐるマンクとマルサスの見解の差異を整理する。そして最後に、救貧法案をめぐる論争において、マンクを取り上げる意義を考察する。

I マンクの生涯とウィットブレッドの救貧法改革

1 マンクの生涯⁽⁶⁾

ピューリタン革命やイギリス・オランダ戦争で躍進したジョージ・マン

(5) この他に (Petersen 1979: 249) でも若干触れられている。

(6) マンクの略伝は (Fischer 2009)、マンク家の系譜は (Burke 1838; Urban 1835) に依拠している。

ク (Monck, George, 1st Duke of Albemarle 1608-1670) も一族の一員であった。マンク家は、イングランド南西部に位置するデヴォン州の旧家であった。元来、マンクの直接の祖先はアイルランドで財をなした一族であった。1627年にアイルランド税関の役人となったチャールズ (Monck, Charles) は、アイルランド中部のウェストミーズ州で財を築き、その息子のヘンリー (Monck, Henry) はダブリン州のスタンリー一族と姻戚関係を結ぶことで家格を上げた。さらに、ヘンリーの次男の家系に属すチャールズ・スタンリー (Monck, Charles Stanley, 1st Viscount Monck c.1754-1802) はアイルランド議会の議員を務め、その功績から「マンク子爵 (Viscount Monck)」の称号を授与されている。他方、ヘンリーの三男であるウィリアム (Monck, William 1692-1763) は、1728年にミドル・テンプルで法曹の資格を取得した後、法律家として身を立てたけれども、その一人息子であるジョン (Monck, John 1734-1809) もまた法曹の道を選んだ。ジョンは法律のみならず、文芸にも秀でて学識豊かな人物であり、なおかつ地域の医療や慈善活動の支援者として、人々からの尊敬を一身に集めていた。そうした彼が妻エミリア・スニーとの間にもうけた五人息子の一人が、マンクその人であった。

マンクは1769年9月19日、ジョンの次男としてバースで洗礼を受けた。1778年より88年までイートン校で教育を受けた後、祖父や父と同じ道を歩むべく、リンカーン法曹院 (1790年)、インナー・テンプル法曹院 (1796年) を経て、法廷弁護士の資格を得た。その後はバーク州のレディングに移り住み、業務に携わった。1809年に父がこの世を去ると、マンクは莫大な遺産を継承し、その翌年には地元の名士ウィリアム・ステファン (Stephens, William) の娘メアリーと結婚して、二男二女をもうけている。この頃のマンクは法律家として手腕を振るう一方、女流作家のメアリ・ラッセル・ミトフォード (Mitford, Mary Russell 1787-1855) や下院議員のチャールズ・ショー・ルフェーブ (Lefevre, Charles Shaw 1759-1823) らと行動を共にし、社会問題への関心を深めるにつれ、政界での活動も意識するようになっていった。

マンクは1812年に政界への進出を試みて挫折するものの、ナポレオン戦争により生じた通貨不足でレディングが深刻な経済危機に陥った際、代

用硬貨の発行を発案して難局打開に立ち向かい、同地の人々からの厚い信頼を得ることになった。その後、ジョージ三世の崩御（1820年）に伴い、総選挙の実施が決まると再びレディングより出馬し、首位での当選を決めた。以後、マンクは10年にわたり下院議員としての活動に専念することになる。

かくして政界入りを果たしたマンクは、ジョセフ・ヒューム（Hume, Joseph 1777-1855）周辺の急進派ウィッグに属し、この党派で最も活動的な党員の一人として驥足を展ばした。彼は徹底した経費削減などの議会改革を活動の中心に据え、時にはジョージIV世の王妃キャロライン（Caroline, Amelia Elizabeth of Brunswick-Wolfenbüttel 1768-1821）の浪費さえも断罪した。他方で、彼は通貨や穀物法、租税など時事問題への言及も積極的に行っていたが、なかでも救貧法改革に強い関心を抱き、ジェームズ・スカーレット（Scarlett, James 1769-1844）が提出した救貧法案（1821年）⁽⁷⁾や、アイルランド救貧法の導入をめぐる議論などに率先して加わった。こうした当時のマンクの姿を、友人のミトフォードは「偉大なギリシア人のようであり、なおかつ優れた経済学者でもあり、……言うならば、議会における英国海軍」のような存在と例え、その活躍ぶりを称えており、彼の「寛大さ、清々しさ、明朗な気性、優しさ」ゆえに、誰からも愛される人物と高評した（Fischer 2009: 413）。

一方、私人としてのマンクは父ジョンと同様、熱心な慈善家としてその名を馳せていて、支持者らは彼の有益な支援に満足感を覚えていた。ゆえにこうしたマンクが1834年12月13日、65歳でこの世を去ると、レディングの町中が深い悲しみにつつまれた。すなわち、その様子を報じた『ジェントルマンズ・マガジン（*The Gentleman's Magazine and Historical Chronicle*）』（1835年4月）の記事でさえも「信念、希望、慈善」という言葉が「マン

(7) スカーレットの救貧法案は、①救貧税の最高額を設定すること、②独身者の救済は疾病や老齢などの場合を除き、禁止すること、③居住法を実質禁止することなどを挙げた。また、ノラン（Nolan, Michael 1763-1827）は、①教区委員に貧民労働を雇用する権限を与え、場合により貧民に身分証を着用させること、②救済の許可は3名の治安判事の許可を必要とし、救貧名簿の作成と教区会計の公開を命じることを提言したが、いずれも否決された（小山 1962: 260-1; 森下 2006: 236-7）。マンクは1822年5月、スカーレット法案に反対の請願を出し、この法案は有害な制度を最悪にすると酷評した（Fischer 2009: 410）。

ク氏のことを生き生きと表している」(Urban 1835: 433)と追悼するほどに、彼の貧困問題への関心は際立っていて、彼の生き様自体が、深刻化する貧困への対策を講じたウィットブレッドの救貧法案に関心を向かわせたと考えられるのである。

2 ウィットブレッドの救貧法案

マンクがリンカーン法曹院で学んでいた頃(1790年)、ベッドフォード州より下院議員に選出されたウィットブレッドは、学友で後に首相となるグレイ(Grey, Charles, 2nd Earl Grey 1764-1815)らとともに、フォックス派ウィッグの一員として精力的に活動を始めていた。彼は社会で弱い立場に置かれた人々に目を向け、時には農業労働者の賃金に着目した最低賃金法案(1795、1800年)を議会に呈し、当時の首相小ピット(Pitt, William, the Younger 1759-1806)とも対峙した。こうした彼の熱意は、最低賃金法案が否決された後も冷めることはなく、1807年、議会に救貧法案を提出したのである⁽⁸⁾。

とはいえ、ウィットブレッドが救貧法案を提出した経緯は、単に貧しい人々の苦難に立ち向かうためではなく、黙視しえない事情があったからであった。それがマルサスの『人口論』である。マルサスは『人口論』初版(1798年)より「人口の増殖が食糧のそれを上回る」とする人口原理を応用し、救貧法にはその作用を助長し、貧困を悪化させる恐れがあるとして(Malthus 1966: 83-5/61-3)、同法の漸次的な廃止を唱えてきた。ウィットブレッドは『人口論』が世間の救貧法に対する見解を完全に転換したと述べており、その社会的な影響力を認めていた。さらに自らも『人口論』を丹念に読み、マルサスの思想の正当性を容認するばかりか、被救済者が急増する現状からも、救貧法が万能ではないことを自覚していたのである(Whitbread 1807: 10-6/66-70)。しかし、救貧法の廃止による混乱を警戒したウィットブレッドは、救貧法を部分的に修正し、貧民を勤勉さや節約心を備える自立した人物、すなわち救貧法に依存しない人物の育成を目標に掲げた。そして、究極的には「適切な手段を講じることで、救貧法が将来

(8) ウィットブレッドの伝記は、(Fulford 1967; Rapp 1987)を参照。

にはほぼ無用な存在」になることを希求したのである（Whitbread 1807: 21/73）。そこで彼は多岐に及ぶ「包括的な社会計画」（James 1979: 137）を提示したのであるが、ここではマンクが注目した諸提案を中心に確認しておきたい。

ウィットブレッドが勤勉な人間を育成する有効な方法として最初に挙げたのは、貧民の教育であった。その内容は助教制度を基礎に、貧民の子どもに読み、書き、算術と宗教教育を学ばせることであり、全国的な展開を企図した。彼は教育により貧民が「節儉があり、勤労を尊び、真面目で、規則を重んじ、満ち足りた賢明な農民」になることに自信をみなぎらせていた（Whitbread 1807: 33-5, 95, 106-7/80-1, 119, 126）。無論、彼は教育だけでなく、貧民のための貯蓄銀行の設立によっても、節儉の定着を企図していた。

また、ウィットブレッドは貧民を救済する場合、「依存的な貧困の格を下げ、常に自立した勤労ほど望ましい状態はない」（Whitbread 1807: 22/73）とする劣等処遇を原則とした。しかし、費用や人道的な理由から、院内救済だけでなく院外救済の必要性も認めていた（Whitbread 1807: 79-88/109-15）。さらに貧民の自発的な境遇改善を促すため、彼らを勤勉な者と怠惰な者に区別し、賞罰制度を導入する提言にも至っている。具体的には、教区の救済を受けず6人以上の子どもを養う勤勉な者には金銭的な褒賞を、より優れた者には榮譽記章を授与して自尊心を高めさせる一方（Whitbread 1807: 71-5/104-6）、怠惰な者には罪状を示す身分証を着用させ、彼らの羞恥心に訴えることで矯正させようとした（Whitbread 1807: 80-1/110）。もっとも、これらは独自の提案ではなく、過去に実践済みの取り組みを応用したものであるが⁽⁹⁾、その真意は「斬新なものではなく、有益なもの」（Whitbread 1807: 92/117）といえる取り組みを全国に普及させる

(9) 褒賞の規定は、ウィットブレッドが故郷ベッドフォード州の農業労働者向けに実施された制度を応用したことを自認していた（Whitbread 1807: 73-5/106）。他方、罰則の規定（名札の着用）は18世紀の救貧行政の慣行であった。アクランド（Acland, John c.1729-95）は互助組織の友愛組合（friendly society）に一定額を出資しない貧民に対し、赤い布地に「DRONE（のらくら者）」と記された名札の着用を提案した（Rapp 1987: 222）。

マンクは『考察』を刊行して5年後の1812年、レディングの救貧院に収容される貧民に対し、赤い布地に「M.P. (Monck's Poor)」の文字を縫い付けた名札を試験的に着用させており、救貧法案の実践に取り組んでいた（Fischer 2009: 408）。

ことであった。

他方、行政面では労働の移動制限を規定した居住法（1662年）の改革を掲げ、居住権の付与条件の簡素化を提言した（Whitbread 1807: 49-53/88-92）⁽¹⁰⁾。また、貧民の愉楽や健康にも気を配るウィットブレッドは、住宅不足による劣悪な環境を憂慮し、各教区に小家屋の増設を認める案を発したけれども（Whitbread 1807: 75-8/106-9）、後にこの提案の賛否が問われることになったのである。

先述のように、救貧法案に対してはさまざまな思想家たちが応答していた。ここではマンクの応答と比較対照するため、当時、救貧法に対称的な見方を示していたマルサスとウェイランドの応答を整理したい。

3 救貧法案への応答——マルサス、ウェイランド

マルサスの応答

マルサスは救貧法案が提出され、ひと月がたった3月27日付で『書簡』を刊行している。もちろん彼は、この『書簡』においても救貧法の漸次的な廃止の立場を崩していない。しかし、救貧法を部分的に修正し、貧民の人格向上に努めるウィットブレッドの基本方針には賛同した。それどころか、教育案だけでも実現されるのならば、「わが国に最も重要な恩恵をもたらしてくれる」（Malthus 1953: 191/213）として、ウィットブレッドに絶大な支持を表明した。また、貧民のための銀行や賞罰制度などの諸提案に対しても、一筋縄ではいかないにせよ、おおよそ容認する姿勢を示したのである。

だがその一方で、マルサスには容認できない提案があった。それが「小家屋の増設」の提案である。マルサスは『人口論』第二版（1803年）において、「早婚を妨げる最も健全で最も害の少ない」方法として「小家屋の不足」を挙げ（Malthus 1989: II 190/ IV 168）、これ以後、救貧法の作用を抑制する根拠と位置づけてきた。さらに『書簡』では、イングランドの

(10) 行政改革の重要な提案として、税負担の公平化も挙げられる。これは地方税の課税対象を従来の不動産に加え、個人財産に広げることを旨とした。また、各州の負担の格差を解消するため、将来には一国全土での公平な税負担を目論み、従来の教区主体の行政から中央集権的なそれへの転向を見据えていた（Whitbread 1807: 57-70/95-103）。

人口の出生と結婚の割合が予想外に小さい要因が「住居獲得の難しさにあることを少しも疑わない」(Malthus 1953: 192-3/213)と強気であった。すなわち、マルサスは「小家屋の不足」こそ、救貧法の弊害に有効な予防的妨げとみなしたのである。

マルサスは安易に小家屋を増設すれば、労働人口が過度に刺激されるために労働者の賃金が低下し、結果的に救済への依存度を強める可能性を危惧していた⁽¹¹⁾。それゆえに彼は、小家屋の増設案が救貧法案を無にしかねないと強く反論したのである。彼は貧民の悲惨な住宅事情を認めても⁽¹²⁾、救済に依存する貧民を可能な限り減らすことが、事態の改善には不可欠と捉えていた (Malthus 1953: 192-8/213-6)。

ウェイランドの応答

マルサスが『書簡』を刊行した同じ年、ウェイランドは小冊子『ウィットブレッド氏の救貧法案およびイングランドの人口に関する考察 (*Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England*)』(1807年)により、救貧法案に応答している。彼は主著『人口および生産の諸原理 (*The Principles of Population and Production*)』(1816年)において、「食糧は人口

(11) マルサスは小家屋の増設とともに、税負担の公平化により、個人財産を課税対象とすれば、雇用者は利益を確保しようとする労働者を低い賃金で雇うために、労働者の生活をさらに圧迫すると警告した (Malthus 1953: 194-6/214-5)。これに対しウィットブレッドは労働者の生活の実態に注目し、一つの家族が居住する空間に複数の家族が押し込められる事情に言及したが (Whitbread 1807: 76/107)、実際にノーサンバーランド州では労働者の家族が家畜と同じ屋根の下で暮らしていた (ケアド2011: 332; 柳田2019: 80)。しかし彼は、教区に課す税の範囲で小家屋を建設し、貧民が家賃を支払うことを原則としたので、無制限の救済は想定しなかった (Whitbread 1807: 76-7/107)。彼の故郷ベッドフォード州の小家屋は、ベッドフォード公爵の主導で改善された。ケアド (Caird, James 1816-92) によれば、19世紀半ば頃の同地の小家屋は、土間に2部屋、階上に2~3の寝室、台所、炊事窯、暖炉、道具や資材を保管する離れ屋があった。建設は、豊富な水源があり、風通しの良い土地が選ばれた。壁の素材は速乾性や通気性を備えた中空レンガ [厚さ9インチ (約23センチ)] が用いられ、建築費は90~100ポンドであった。地代は設備に依り、週1シリリング~1シリリング6ペンスで、半年ごとに支払われていた (ケアド2011: 374-5)。

(12) マルサスは『人口論』において、どの家も「通風が良く健全」(Malthus 1966: 185/115)とみなす一方、貧民の大半が年価値5ポンド以下の「小さな不潔な家」に群がり、イングランドやスコットランド、アイルランドの人々の不健康な暮らしに目を向けた。また「家屋の間数と通風」の改善や「有料の家屋」の必要も言及した (Malthus 1966: 313/181; Malthus 1989: I 288, II 88-9/II 217, IV 7-8, 168)。後に彼は『経済学原理』(1820年)のなかで、住生活の「愉楽の標準」の上昇による下層階級の健康の増進を展望した (柳田2005: 92-3)。当時の労働者の住宅事情は (ケアド2011; 角山1975: 171-3; アークル2002: 81) も参照。

の増加に応じて増産される」とする独自の人口法則を提唱し、『人口論』第五版(1817年)で批判的に応答され、注目を浴びた⁽¹³⁾。しかしマルサス自身は、すでに『書簡』の追伸でウェイランドの処女作『救貧法の政策、慈愛、過去の諸効果などに関する小研究 (*A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws*)』(1807年。以下『小研究』と略記)を取り上げ、「これまで目にしたどの研究よりも異議を唱えるところが少ない」と書き添えるほど、早期より意識していた(Malthus 1953: 204-5/220-1)。

ウェイランドは『小研究』以来、一貫して救貧法の必要性を訴えてきた。彼は救貧法が過剰人口の主因ではなく、現在の人口はむしろ少ないとの見方を示した。しかも物価や食糧価格の変動などを考慮すれば、救貧税は20年以内に2倍どころか、3分の1すら増えなかったとして、救貧法批判に異議を唱えていた(Weyland 1807b: 60-1/150-1)。それゆえに救貧法案がマルサスの思想に触発され、救貧法の消滅も展望したことに彼は強く抗議したのである(Weyland 1807b: 3-4, 21-2/123, 132)。その一方で、救貧法改革の必要を認めるウェイランドはマルサスと同様、ウィットブレッドの方針に賛同し、救貧法案に応答した。

当時、複数の州の治安判事を務めていたウェイランドは、日頃から「若く活力に満ちあふれ、情欲も盛んで、多額の金銭を持っていて、しかもその金銭の管理ができない小農民や製造業者」(Weyland 1807b: 17/130)の姿を目にしていた。そのような姿と照合すれば、貧民の教育も賞罰制度もマルサスのように魅力的には見えなかった。他方で、小家屋の増設案は怠惰を助長する無差別な救済とみて、マルサスの見解に同調した。さらにウェイランドは、マルサスの予防的妨げの効果が疑念のないものであり、なおかつ救貧法の廃止に有効な手段であることも認めていたのである。しかし、彼は予防的妨げにより労働人口が減少し、賃金が上昇した場合の影響を考慮して、小家屋の増設案を容認した⁽¹⁴⁾。彼は貧民が多額の賃金を手にすれ

(13) たとえばポインターは、ウェイランドのことを「コベットやハズリット、サウジーほど有名ではなく……マルサスが『人口論』の後続版で……扱われたことのために注目された」人物であったとの見解を表明していた(Poynter 1969: 177)。

(14) もっとも、ウェイランドは小家屋の増設が無差別に認可されれば、人々に莫大な負担を強いることになる」と批判してもいた。彼が小家屋の増設を容認したのは「労働需要が労働供給

ば、怠惰の誘惑にかられ、かえって不品行や放蕩などの道徳的な弊害を招きかねないことを何より恐れたのである (Weyland 1807b: 14-5/129)。それゆえに彼は、貧民に節儉の習慣を促す銀行の提案に着目したのであった。

そもそもウェイランドは現在の労働者の平均賃金からすれば、夫婦と2人の子どもが生活するのに十分な額であり⁽¹⁵⁾、それ以下の家族構成ならば、少額の貯蓄も可能と見ていた (Weyland 1807a: 145-6; Weyland 1807b: 7/125)。こうした見立てから、彼は「2人以上の子どもを育てたことを証明しないかぎり、救済の資格を与えない」とする独自の提案を導き出し、より具体的な貧民の選別を企図した (Weyland 1807a: 146-7)。そこで彼は、救貧法案で提案された金銭的な褒賞の基準を「6人以上の子どもを自力で育てる労働者」から、少なくとも「3人以上」とするよう修正を迫ったのであった (Weyland 1807b: 47/144)。彼は、現在の平均賃金で生活できる範囲は自助努力に任せ、それ以上の負担となる場合には救済することを提言することで、公的救済を制限し、貧民の自立心を促そうとしたのである。

このようにして、マルサスやウェイランドが救貧法案に対し持論を述べる中、マンクもマルサスの思想に賛同する立場から、救貧法案に応答したのであった。

II 『考察』におけるマンクの救貧法論

マンクが『考察』を刊行した時期は、前書きの記述から1807年4月頃であったと窺知される。マルサスの『書簡』が3月27日であり、ウェイランドの小冊子も本文や後の書評の記事から、おおよそ7月頃と推察できるため⁽¹⁶⁾、『考察』はおそらく、この両著のあいだに刊行されていたと目される。当時、救貧法案は2月23日の審議で法案の分割が提案されたこ

を上回る人手不足の地域」に限られた (Weyland 1807b: 52-4/147-8)。

(15) この認識は、マルサスのそれとほぼ一致していた (Bonar 1924: 251/347; 柳田 1987: 60, 70)。

(16) ウェイランドの小冊子の刊行時期は、①小冊子の検討対象が救貧法案を分割して審議された教区学校法案 (1807年7月13日～8月11日) にまで及んだこと、②定期刊行物『クリスチャン・オブザーバー (Christian Observer)』(1807年7月) の記事で小冊子が紹介されたことなどから、1807年7月頃と推定できる (田中 2019: 76)。

とを契機に、3つないし4つに分割する方向に進んでいた頃であった⁽¹⁷⁾。他方、この頃のマンクの身体は深刻な虚弱状態に陥っており、ロンドンでの業務が困難となりレディングに移り住むことになった (Fischer 2009: 408)⁽¹⁸⁾。その静養中、マンクが強い関心を抱いた対象が救貧法であった。彼は『考察』の目的を「救貧法の性質と実施、そして同法の改正をめぐり、いまだ議会で決めかねている法案の利点にささやかな見通しを差し示すこと」に定め、救貧法案の検証を進めていったのである (Monck 1807: Introduction/76)。

マンクは『考察』の冒頭で、近年、現行の救貧法制度に対して「言われたり、書かれたりしてきた多くのことを少しばかり道標」(Monck 1807: Introduction/76) にしたことを表白している。その具体的な著作名や人名は明示されていないけれども、マルサスの思想的な影響を受けていたことを明瞭に読み取ることができる。マンクは「人類がほかのあらゆる動物と同じように、食糧すなわち生活手段が豊富であることに比例して増殖することが明白であり、そのために「人口の数が増えるにつれ、食糧が食い尽くされ、豊富さは枯渇する」ことが不可避であると力説した。なおかつ、人口と食糧の歩調を合わせることは困難なために、貧困 (poverty) や窮乏 (misery) が必然的に生じると語気を強めるなど、あからさまにマルサスの人口原理を基礎に据えていた (Monck 1807: 41-2/97-8)。さらにマンクは、救貧法が「貧困を取り除くどころか、助長する傾向がある」とするマルサスの主張にも全面的に賛同した。その上で、彼は救貧法の作用として「仕事や食物にありつけない場合、その本人と子どもたちは公費で扶助される」と貧民に安心感を与えてしまうために、際限なく貧民の数を増殖させる恐れがあるとして、警鐘を鳴らしたのである (Monck 1807: 7-8/80-1)。

現行の救貧法制度において、マンクがことさら批判の目を向けたのは、

(17) 救貧法案は提出4日目(2月23日)、分割されることになった。4月13日に3分割(①貧民基金、②地方税、③教育その他)、4月17日に4分割(①教育、②被救済者の住居、③教区基金、④地方税)となったが、4月24日に①教育のみの審議が決定した。しかし、8月11日の審議で廃案にされた(松井2008:101-6)。

(18) この史実は、マンクの「病に臥せている折に小閑に恵まれ」(Monck 1807: Introduction/76)との書き出しからも窺える。

貧民を強制的に就労させる規定であった。これは生計手段のない労働可能な者を施設に収容し、必要な資材や道具を提供して労働させることを旨とした。すでに救貧法の成立以前から始まり、その任務は治安判事より任命された貧民監督官が担い、各教区の住民や土地所有者などに課した救貧税を財源に、資材の配分や賃金の支払い、製品の販売にあたった（小山 1962: 31, 38-9）。無論、その目的は物乞いや浮浪者の発生を未然に防ぐことにあったけれども、こうした動きは施設での救済を徹底したナッチブル法（1722年）により、いっそう拍車がかかる。そこには17世紀後半以降、貧民の労働を現実的な利益となるよう活用を求める「貧民の有利な雇用」論の高まりとともに、貧民を収容する救貧院（workhouse）⁽¹⁹⁾を最大限に活用し、できる限り救援を抑制しようとする意図があった（森下 2001: 19-20）。しかしマンクは、この貧民の強制的な就労こそ、救貧法の成立時より深刻な貧困を招いた要因と見ていた。

マンクは「人為的に作り出された労働は、王国で共有される資本につけ加えられるわけではなく、ある地区から移動して別な地区」に移転するようなものにすぎず、労働力の実質的な増加とはみなさなかつた。彼はこの規定により、労働者が大量に創出され、商品が過剰に供給されたとしても、それに見合った需要がなければ、その商品の価格を引き下げしかなく、結果的に事業全体に多大な損害を招きかねないことを恐れた。そうなれば、貧民ではない人々、とりわけ貧民のすぐ上の階級の者たちを「失業に追いこみ、欠乏に陥らせ、救済を求める必要を余儀なく」したあげく、困窮者に転落させたり、貧民も再び「公衆に対する重荷となり、不生産的な重荷」と化したりする危険性を強く認識していたからである。ここで何よりマンクが憂慮したことは、不生産的な貧民のために、生活必需品、とりわけ食糧の価格が上昇したり、救貧税の負担が増大したりして、「額に汗して生計を立てることに満足感を覚える品位あるつましい勤労である者、つまり社会の最も有益な構成員が不公平にも二重の苦しみを強いられることであった（Monck 1807: 4-9/79-82）。

(19) 貧民の収容施設の簡潔な説明は（松村・富田 2000: 337, 831-2）の他、（小山 1962; 大沢 1985）なども参照。workhouse の訳語はワークハウスや労務場など様々であるが、本稿では（松村・富田 2000）に依拠し、救貧院としている。

こうしたことから、マンクは「すべての働き手に仕事を見出し、あらゆる人の口にできる限り早く殖やせる食物を見つける」ための取り組みが、たとえいかに称賛されるべきことであつたとしても、人のなせる業をはるかに凌駕していると言わざるを得なかつた。そもそも、マンクは「人間の窮乏を小さくすることが私たちのなしえる精一杯の努力なのであり、人間の窮乏を根絶することなどできない」という救貧政策の限界を見抜いていたのである (Monck 1807: 22/88)。それゆえに、マンクは「どの階級にとつても役立ちはしないこと、すなわち中流階級を貧しくし、貧民を依存させる」明確な傾向が現行の救貧法制度にみられる限り、抜本的な対策は「救貧法制度を完全に廃止すること……もしくはこの救貧法の廃止に近づけていくこと」であると結論を下した (Monck 1807: 18-9, 21/86-7)。しかしその一方で、マンクは救貧法を即時かつ無難に廃止できないことも、同法の廃止には段階を踏むことが不可欠なことも冷静に受けとめていた (Monck 1807: 14/84)。だからこそ、彼は貧民の自立心や節約心を刺激し、境遇改善を図るとともに、将来的に救貧法の消滅も展望していたウィットブレッドの救貧法案に惹き付けられたのであつた。

マンクは救貧法案を精読した上で、「意図した目的に適っており、わが国にきわめて有益であることが明らかである」として、マルサスらと同様、好意的に評価している。とりわけ、救貧法制度をいかに改革しようとも、全ての貧民に愉楽ある暮らしをさせることは不可能と自覚していたウィットブレッドの謙虚さに、マンクは感銘を受けた (Monck 1807: 39/96)⁽²⁰⁾。しかし彼は、救貧法案を逐条的に検討する際、貧民の実情と照合しながら、よりいっそう慎重かつ厳格な姿勢で臨んでいた。なぜなら、彼は貧民が「群がり、怠惰で、無思慮で、不満気で、無気力で、虐げられ、墮落し、不道德」な状態にある現実を直視し、なおかつそうした状態に陥つた要因は「もっぱら救貧法制度に帰せられる」(Monck 1807: 14/84) と信じてやまなかつたからである。それゆえに、彼は救貧法案が「貧民の現実に即したも

(20) ウィットブレッドは貧民の存在は神の摂理であり、いかに救貧法を改革しても「あらゆる人々に愉楽と言われるものを伴って、宿泊させ、衣類を着させ、食事をとらせるための全般的な法案など現実には不可能」であることを認めた (Whitbread 1807: 7/64)。マルサスも彼の主張に共鳴し、貧困を消滅させる取り組みは「たとえ絶対に不可能ではないとしても、法的な規制の力を明らかに超えた仕事」とみなした (Malthus 1953: 186/209)。

のか」を検討することが不可欠なのであった。

そこでマンクがまず刮目した対象は、貧民の節約心の育成を企図した貯蓄の提案である。ここで彼が意識したのは「英国人の一般的な傾向として節約に対する意志が弱い」(Monck 1807: 25/89) ために、「誰もも青年期の賃金を将来の不慮、結婚、疾病、および老齢に備えて蓄えようとは思わない」(Monck 1807: 13/84) 性質であった。18世紀半ばの庶民の暮らしを描写した『ロンドン下層民の生活』(匿名、1752年)によれば、貧民のあいだでは土曜日の夜半から日曜日の午前一時にかけ、賭場や売春宿、ジン・ショップが大繁盛し、一家の主がトランプの賭けで週の稼ぎを使い果たすこともあった。とりわけ飲酒の習慣は貧民ばかりか、上流階級や聖職者にも浸透し、酒場には子どもの姿さえも見られた(川北 1987: 48-50)⁽²¹⁾。こうした人々の暮らしからすれば、貧民に節約を促す提案も、マンクは「自身のことをよくよく観察し、節約の重要性を見出そうとしなければ、彼らが自身に関わるより良い模範を発見していくのに、たいていは助けにはならない」(Monck 1807: 25/89) として安易に実現できるとは言えなかった。同様に、彼は勤勉な者への報奨として栄誉記章を授与する提案も「貧民を上品にするのではなく、かえって嘲笑する羽目になることを大いに恐れている」(Monck 1807: 34/94) として、その有効性に疑念を抱いたのである。

他方、貧民のことを「誤った政策の犠牲者」(Monck 1807: 14/84) として受けとめていたマンクは、「現行の制度が修正され、縮小されなければならぬことは、貧民にとっても社会の残りの人びとと同じくらいの関心」(Monck 1807: 18/86) であることに心を砕いていた。それゆえマンクには、救貧法案の項目が「貧民に有益か否か」という視点もまた重要な判断材料となったのである。その際、マンクの関心は再び救貧院での救済、およびそれを原則としたナッチブル法に向けられた。マンクが貧民の強制就労の在り方に強い懸念を抱いていたことは既に述べたけれども、その一方で、彼はこの救貧院が労働不能な貧民のための単なる収容所と化していた事実

(21) ロンドンの治安判事であったパトリック・カフーン (Colquhoun, Patrick 1745-1820) も『パブに関する所見と事例 (Observation and Facts Relative to Public Houses)』(1794年)で「パブには夫だけでなく、妻や年端もいかない子どもまでもが入り浸っていた」事実を暴露していた(林田 2003: 18-9)。

も見逃さなかったのである。

救貧院での救済は当初こそ一定の効果が見られたものの、厳しい戒律や処罰、虐待による恐怖ゆえに敬遠されるようになり、院内は労働能力のない貧民が占めるようになっていった。その多くが孤児や捨て子、老人、慢性的な病人、狂人、急病患者、私生児の妊婦、売春婦の性病患者であり、生産的な環境に程遠いばかりか、収容者の心身の向上に何の配慮もされず、ただ生かすのみであった(小山 1962: 106)⁽²²⁾。こうした劣悪な環境に意識を傾けていたからこそ、マンクは救貧院で「老若男女を問わず同じようにみなし、善良な者も悪質な者も処遇の区別をほぼ、あるいは全くしないまま一緒にたにしてしまえば」(Monck 1807: 12/83)、全般に好ましくない影響が生じることは自明と捉えていたのであろう。そのために、マンクは「老齢、疾病、および虚弱により困窮したり、無能力であったりする者や、孤児たち、生存のために母とともに救貧院に向かうことを余儀なくされる子どもたちを除いては、救貧院に送り込まない」(Monck 1807: 17/85)ことを求めている。代わりに、彼は自宅での救済(院外救済)を推奨した。それは、彼は自宅が「家族の扶養や楽しみがあり、血縁や親愛の情の結びつきがあり、おそらく情け深い神が最も愛すべきものをお創りになられたという一点の曇りもない喜びを味わう」(Monck 1807: 12/83)ことのできる唯一の場所であると信じて疑わなかったからである。だからこそ、彼はこうした家族のつながりがなく、何らかの事情で救貧院での救済を必要としない限り、むやみに「救済を求める者を強制的に救貧院へ行かせるべきではない」と訴えたのであった(Monck 1807: 16-7/85)。こうしてマンクは院外救済の必要から、ナッチブル法の大部分の廃止を求める提案を「貧民の愉楽にとって非常に重要なもの」(Monck 1807: 35/94)と高評するに至ったのである⁽²³⁾。

(22) 実際には一部を除き、さほど過酷ではなかった。しかし、貧民を犯罪者同然に扱う救貧院は恐怖の対象であり、19世紀後半以降も院内救済を受ける貧民の数は、全人口の1パーセントに満たなかった(アークル 2002: 102)。

(23) マンクは救済の程度を被救済者とその家族が稼ぐと予想される金額以下にすることを強く求めたが(Monck 1807: 36-7/95)、院外救済は「救済を受ける者にいっそう望ましいだけでなく、救済を行う者の負担も軽くする」(Monck 1807: 17/85)として費用面からも推奨した。同様にウェイランドも『小研究』において、救貧院で扶養される貧民にかかる費用が週5シリングに対し、老齢の男女は院外でも週3シリングで手厚く扶養されうるとして、老齢者の

このように貧民の生活環境に配慮を示すマンクは、貧民用の「小家屋の増設」を企図する提案も、貧民の悲惨な住宅事情から重要視した。それゆえに彼は、この提案が予防的妨げの効果を弱めるとして痛烈に批判したマルサスとは対称的に、「貧民の健康や住居に対する情け深い配慮」(Monck 1807: 36/94)があると大いに賛同したのである。同じく居住法を緩和する提案に対し、教区民が「極めて容易に往来し、居住権をほぼ共有する」案(Monck 1807: 28/91)を求めたのも、「友人や縁者から引き離すことをしないまま、被救恤民の愉楽を増進する」(Monck 1807: 26/90)ことをマンクは期待したからであった⁽²⁴⁾。

III 救貧法案をめぐるマンクとマルサス

マンクの『考察』の内容を明らかにしたところで、ウィットブレッドの救貧法案をめぐるマンクとマルサスの見解の差異を考察する。マンクは「人口の増殖の速度が、食糧の増加のそれを上回る」とするマルサスの人口原理を受け入れるとともに、救貧法が「貧困を取り除くどころか、助長する傾向がある」ことも強調し、その漸次的な廃止を支持していた。なおかつ、「一般的な格率 (general maxim) からすれば、人口を増進することほど無駄なことはない」とまで広言し、社会の害悪を「過剰人口 (over-abundant population)⁽²⁵⁾の兆しがある」ことに見出していたマンクは、その作用を加速させる装置として、救貧法を厳しく断罪した (Monck 1807: 7-8/81)。まさしくマンクはウィットブレッド以上に、マルサスの思想に感化された「大勢の改宗者」(Smith 1951: 297)の一人であったと言えよう。

院外救済も推奨した。彼は貧民が親戚と暮らせば、愉楽や朗らかな家族の絆が強まる (Weyland 1807a: 176-8) と見ており、マンクの認識と一致した。さらに、ウィットブレッドも救貧院を「貧民のありとあらゆるつながりを断ち切り、彼らを親族や友人から引き離し、老齢者からこの上ない安らぎを奪い、若者を最悪の見せしめの影響にさらす」(Whitbread 1807: 84/112) 場所として批判した。

(24) マンクは「この法案は居住権や退去に関わるこうした低俗な問題には干渉せず、貧民の教育や管理、および救済といったいっそう重大な目的に絞られるかもしれない。」(Monck 1807: 81/92) として、救貧法案を分割する議会の方向性を暗に支持していた。

(25) マンクは『考察』で「過剰人口」を2度用いている。ちなみに (柳田・田中 2020: 81) の原語 over-stocked population は、もう一つの箇所 (Monck 1807: 42/98) の原語である。

しかし救貧法案を逐条的に検討するマンクの姿勢は、マルサスのそれとはやや趣を異にしていた。ここで目を引くのが、ウィットブレッドが真っ先に挙げた教育案への評価である。マルサスは貧民の教育を境遇改善の最善策と捉え、絶大な支持を表明したけれども⁽²⁶⁾、マンクの評価は意外にも控えめであった。なるほど、マンクも貧民のための教育が、救貧法改革を進めるための「最たる布石」であることは認めていた。だが彼はこの計画を始めただけでは、即座に洗練されることはないと述べるに留めており、マルサスほど熱弁を振るわなかった (Monck 1807: 15-6/85)。その一方で、マルサスが人口原理を応用し、予防的妨げの差し障りになるとして、最大級の非難を浴びせた「小家屋の増設」の提案には、貧民の住宅事情を考慮しながら「誰もが心から賛同するに違いない」(Monck 1807: 36/94)として、まるでマルサスを皮肉るかのようによく評価した。マンクはマルサスの思想に全面的に賛同しても、救貧法の対象となる貧民の現状をより現実的かつ悲観的に見ていたのである。彼は救貧法案を検証する際、貧民の生活態度に目を向けながら、次のような思いを巡らしていた。

いまの貧民の習慣こそ、最大の差し障りとなろう。議会法がまるで魔法のように効果を発揮でき、その日のことしかまず頭になような者たちの誰もが将来のための思慮分別を瞬時に身につけるなどは考えられるはずもない (Monck 1807: 25/89)。

こうしたマンクの視点は、貧民の節約心を刺激するために発せられた貯蓄銀行の提案を検証する際に垣間見られる。そもそもウィットブレッドがこの提案を発したのは、「節儉ある貧民が……実に多くの貨幣を稼いでおり、上品に生活し、彼らの扶助に十分と判断されていた額とは異なる収入のいくらかを貯蓄する手段を見出している」(Whitbread 1807: 84/112)との認識からであった。マルサスはこの認識に共鳴し「いずれは全面的な信頼を得るであろう」(Malthus 1953: 203/220)と高評し、その後の『人口論』第五版においても、「労働階級の救済のためにこれまでのところ提案され

(26) マルサスは犯罪を防止し、扇動家の著作や言説に対抗する能力を高めるためにも教育が有益と考えていた (Malthus 1989: II 357, 436-7/ IV 107-8, 184)。

たあらゆる案のうちで、貯蓄銀行がその及ぶ範囲では、最良のものであり、そして一般的になるならば、社会の下層階級の境遇を永久的な改善をもたらすのに最も有効である」として、貯蓄銀行の重要性を確信していた。それは、彼が「貧民に不慮の出来事に備える能力を身につけさせ、欠乏と従属を防止する」効果を貯蓄銀行に期待したからであった（Malthus 1989: II 182/ IV 155-6）。

これに対しマンクは、一般に節約の志向が弱いとされる英国人の性質を感知し、これこそが貯蓄銀行の成功に支障となることが気がかりでならなかった。彼は、たとえ貯蓄するほどの金銭を有していたとしても、飲酒や賭博などの誘惑にかられ、散財してしまう貧民の常態に目を向けていたのである⁽²⁷⁾。すなわち、貧民が金銭を貯蓄に回そうとする行動自体、マンクにとっては、まさに「魔法」なのであった。こうしたことから、救貧法案を検証するにあたり、マルサスが「本来は貯蓄できる」という貧民の正の側面に期待をかけていたのに対し、マンクは「貯蓄できるとしても、その意思を見出せない」貧民の負の側面に、いっそうの注意を払おうとしていたと考えられる。

おわりに

以上、ウィットブレッドの救貧法案に対し、マンクが刊行した小冊子『考察』を中心に提起し、同じく救貧法案に回答したマルサスの議論とともに、マンクの救貧法に対する見解の特徴を考察してきた。最後は、ここにウェイルランドの議論も視野に入れながら、救貧法案をめぐる一連の論争において、マンクを取り上げる意義を指摘しておきたい。

第一は、マルサスとマンクの間には相違を確認できることである。既述のように、マンクが『考察』で示した見解は、マルサスの人口原理や救貧法論とまさに意気投合していた。しかし、マルサスがあくまでも人口原理に即して回答し、一部を除き、救貧法案を楽観的に検討していたのに対し、

(27) カフーンもこの問題に着目し、節儉のない労働者たちが通常なら週に3、4日の労働で自分とその家族が十分生活できる身であるのに、バブで飲み明かし、質屋で金銭を工面しなければならぬ事態にあったことを嘆いていた（ハドソン 1985: 63）。

マンクはマルサス以上に「貧民の実情に適うかどうか」に気を配りながら、救貧法案を慎重に検討しようとした。

興味深いことは、こうしたマンクの視点がマルサスの人口原理や救貧法論を批判し、救貧法の存続に固執したウェイランドのそれと類似していることである。先述のとおり、ウェイランドは救貧法が過剰人口の要因でないばかりか、現在の人口は過去のそれよりも少ないと放言し、マンクとは文字通り正反対の立場にあった。それどころか、この二人は奇しくも、後に実施される下院総選挙（1820年）の場で直接対決するという因縁の好敵手の関係でもあったのである⁽²⁸⁾。しかし、そうしたウェイランドも救貧法案に応答する際には、治安判事の立場から貧民の実情と照合しながら、厳正かつ慎重な視線を注いでいた。それゆえに、ウェイランドはマンクと同様、教育案の重要性を理解しても、マルサスやウィットブレッドほど手放しで歓迎しなかった。彼は宗教教育の重要性は認めても、書法や算術などの一般教育が「最も下品な肉体労働で生計を立てなければならない人々」にどれほどの実効性があるのか懐疑的であった（Weyland 1807b: 28/135）。また、上述したように、貧民が貯蓄できるという事実は認めても、多額の賃金を受け取れば、怠惰の道に誘われてしまう意志の弱さ、すなわち貧民の負の側面に、彼もまた着目していたのである。何よりマンクとウェイランドは小家屋の増設案を容認しており、「貧困は理論を覆す」（Whitbread 1807: 76/107）と発したウィットブレッドの警告に、立場を越えて共鳴していたことが分かる⁽²⁹⁾。

(28) この選挙は首位のマンクが418票、2位のバルマーが399票、3位のウェイランドが394票と大接戦であった（Urban 1838: 433）。落選したウェイランドは1830年にウイルト州ハインドン選挙区から再出馬し、1832年まで下院議員を務めた（田中 2019: 68-9）。

(29) マンクやウェイランドが貧民の実情を注視した背景の一つは、彼らが相対的に貧しい農業州のバーク州を拠点としていたことがある。プロウグによると、バーク州の貧民救済費は、15シリング1ペンス（1802年）、27シリング1ペンス（1812年）、17シリング（1821年）、15シリング9ペンス（1831年）であった。これに対し、スピーナムランド制度を採用した州の貧民救済費の平均は12シリング3ペンス（1802年）、18シリング8ペンス（1812年）、16シリング4ペンス（1821年）、13シリング8ペンス（1831年）であり、バーク州はいずれの年も相対的に高い救済費を負担していた（Blaug 1963: 178）。

また、デイヴィス（Davies, David 1742-1819）の家計調査（1795年）によれば、バーク州（パークカム教区）の労働者の平均年収が22～23ポンドに対し、家賃や燃料、衣類などの年間総支出は24～30ポンドと算定しており、家計は火の車であった（吉尾 2008: 114-5）。

第二は、救貧法改革の方向性の共有を確認できることである。マルサス、ウェイランド、マンクは、救貧法案に対する応答の子細において差異はあったけれども、ウィットブレッドの意図にはいずれも賛同していた。すなわち、救貧法の部分的な修正により、貧民の自立心を刺激し、彼らの境遇改善を図ろうとする救貧法改革の方向性を受け入れたのである。その際、彼らが特に意識したのは、貧民の区別であった。

マンクは社会の害悪を「過剰人口」に見出し、人口の増進を「無駄」と言い切った。しかし、彼はやみくもに人口の増加を批判していたわけではない。彼は「有徳で健康な人類を確保する最良の方法として広く結婚を奨励することと、この方法により特定の階級、困窮貧民に結婚を喚起し、その結果として物乞いや依存する者ばかりの人類を国家に押しつけることとは全く別の問題」(Monck 1807 : 8/81) と捉えており、勤勉な人口の増加を希求していたからである。そのために、マンクは「軽率な者に何の誘惑も招くことなく、怠惰な者に何の弁明の余地も与えず、誰の支援をうけることも保証しない」規定の必要性を明言し、貧民の厳格な選別を求めたのであった (Monck 1807 : 21/88)。一方、ウェイランドも「過剰人口」の可能性を否定する傍ら、自身が「勤勉で良く働く家長のあいだでの人口の増加に加担している」(Weyland 1807b: 191/213) ことを打ち明けており、人口の増加を無条件に容認してはいなかったのである。こうした事実からも、マンクとウェイランドはマルサスの思想に対する立場を異にしながらも、救貧法案を介して、貧民を選別し、勤勉な者を育成することに共感していたことが分かる⁽³⁰⁾。無論、この議論においてもマルサスを放置することはできない。マルサスはすでに救貧法案が呈される前年に『人口論』第三版の附録で、「健康で有徳かつ、幸福な人口」の緩やかな増加を望んでいたからである (Malthus 1989: II 206/210-1)⁽³¹⁾。それゆえに救貧法案をめぐる論争の基盤としても、マルサスの思想が重要な役割を演じていたと考えられる。

(30) ウィットブレッドはマルサス宛の私信で、小家屋の増設案の意図は「生活手段を十分に持つて生活する人々の住居のためにより多くの空間を提供」することであると弁明しており、救済の制限を想定していた (Whitbread 1997: 83/224)。

(31) マルサスも『書簡』において高齢者や身体障害者など、自力ではどうにもならない人々の救済を認めており、救済対象の選別を企図していた (Malthus 1953: 198-9/217)。

救貧法は1834年に改正され、その後も形を変えながら20世紀まで存続することになった(柳田・田中 2019: 76, 83-4)。それゆえ、マルサスやマンクの支持した同法の漸次的な廃止が実現されることはなかった。しかし『考察』の刊行後に下院議員となったマンクは、貧困の実態と向き合う中で、次第に救貧法の必要性を容認する見解も示すようになっていった⁽³²⁾。他方、マルサスも立場を崩さなかったとはいえ、救貧法案が議会に呈される前後より、『人口論』第三版、第四版、そして『書簡』において、集中的に自身の救貧法論に修正を加えていた⁽³³⁾。このようにして、彼らに救貧法への関心を高めさせ、自身の救貧法論を再点検させる一因を与えていたのも、救貧法案をめぐる論争であったと考えられる。

(32) マンクは下院議員となった1820年以降、再び救貧法問題を発信した。彼は1821年5月に救貧法廃止の必要を説くばかりか、同年7月には救貧法を「最小の費用で最大の労働量が得られる巧妙な装置」と揶揄しており、『考察』で発した持論を現実にも述べる機会を得ていた。ところがマンクはこの頃より、救貧法の廃止が現実には困難との見解も持ち始めていた。その背景にはアイルランドの貧困問題があり、以後、彼は同地の貧民事情を睨みながら、救貧法の見解を改めていった。

1825年5月、マンクは救貧法がなければイングランドの農民は冬の間、アイルランドの同じ境遇にある者のように横暴になるとの見通しから、同法の必要性を認め、その翌年にはアイルランドへの救貧法の導入を支持した。そして、下院議員としての最後の年(1830年)の4月に至り、マンクは自身の救貧法論をこう総括している。すなわち、救貧法制度が「地上に実におびただしく増殖し、職に就けず、乱暴で、この上なく不快な人口をもたらした」ことは否めないが、イングランドの労働可能な者の救済を拒むことは望ましくなく、また、アイルランドの貧民の悲惨な状況からしても、同地への救貧法の導入を強く推奨すると述懐しており、『考察』での救貧法の持論を自ら修正したのであった(Fisher 2009: 407-16)。アイルランドの救貧法論争は、(高神 2016; 森下 2019)を参照。

(33) マルサスは救貧法の作用を否定しなかったものの、『人口論』第三版の附録で、同法が「人口の増加を大いに刺激すると断定的に言うつもりはない」との文言を加え、次いで第四版では上記が事実ならば、「本書で主張した救貧法に対する反対論のいくつかは削除される」として救貧法論の変更を言明した(Malthus 1989: II 226/ IV 247-8)。

その後『人口論』第五版に至ると、マルサスは救貧法に関する新たな章を加え、こう述べた。すなわち「現在の困窮を救済するために行われてきた努力は指導が誤っていることには決してならない。これに反し、それは最も称賛すべき動機から発したものであるばかりでなく、また困窮に陥っているわが同胞を救済するという偉大な道徳的義務を果たしたばかりでなく、事実上大きな善行をなし、あるいは少なくとも大きな害悪を防いだ」(Malthus 1989: I 368/ III 147)として、明らかに救貧法の効果を認めた。その背景には1815年にナポレオン戦争が終結し、平和体制への移行により生じた穀物価格の下落などの農業不況や、工業地帯の戦後恐慌による深刻な社会不安があり(社本 1977: 111)、マルサスは現実と向き合いながら、救貧法の在り方を再考していたと推察される。後に彼は自身のことを「救貧法の一支持者」であることさえ表白していた(柳田 2010: 95)。

参考文献（邦訳書からの引用は一部改訳したところもある）

一次文献

Malthus, Thomas Robert (1966) *First essay on population 1798*, London: Macmillan.

〔マルサス（1973）『人口論』永井義雄訳、中公文庫。〕

Malthus, Thomas Robert (1989) *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an Inquiry into Our Prospects Respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions, The Version Published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817, 1826*, Patricia James (ed.), 2 vols, Cambridge: Cambridge University Press. 〔マルサス（1948-9）『各版対照人口論』I～IV、吉田秀夫訳、春秋社。〕

Malthus, Thomas Robert (1953) A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his proposed bill for the amendment of the poor laws, in D.V. Glass (ed.), *Introduction to Malthus*, London: Watts, 185-205. 〔マルサス（2016）「1807年3月27日付のマルサスからウィットブレッド宛ての書簡」田中育久男訳、柳田芳伸・山崎好裕編『マルサス書簡のなかの知的交流——未邦訳史料と思索の軌跡』、昭和堂、209-22頁。〕

Monck, John Berkely (1807) *General reflections on the system of the poor laws, with a short view of Mr. Whitbread's bill, and a comment on it*, London: R. Bickerstaff. 〔柳田芳伸・田中育久男（2020）「マンクの救貧法に関する考察」『長崎県立大論集（経営学部・地域創造学部）』第54巻第3号、59-102頁。〕

Weyland, John (1807a) *A short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the poor laws; and into the principles upon which any measures for their improvement should be conducted; in which are included a few considerations on the questions of political œconomy, most intimately connected with the subject; particularly on the supply of food in England*, London: J. Hatchard.

Weyland, John (1807b) *Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England: intended as a supplement to A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws & c.*, London: J. Hatchard. 〔柳田芳伸・田中育久男（2017）「ウェイランドの救貧法に関する考察」『長崎県立大学論集（経営学部・地域創造学部）』第51巻第3号、113-59頁。〕

Whitbread, Samuel (1807) *Substance of a speech on the poor laws: delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix*, London: J. Ridgway. 〔柳田芳伸・田中育久男（2015）「ウィットブレッドの救貧法に関

- する演説』『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、49-136頁。]
- Whitbread, Samuel (1997) Samuel Whitbread to Malthus (5 April 1807), in J. M. Pullen and Trevor Hughes Parry (eds.), *T. R. Malthus: The unpublished papers in the Collection of Kanto Gakuen University*, Cambridge: Cambridge University Press, vol. 1, 80-5. [ウィットブレッド (2016) 「1807年4月5日付のウィットブレッドからマルサス宛ての書簡」田中育久男訳、柳田芳伸・山崎好裕編『マルサス書簡のなかの知的交流——未邦訳史料と思索の軌跡』、昭和堂、222-7頁。]
- Willis, James (1808) *On the poor laws of England*, London: J. Ridgway.
- 二次文献
- Blaug, Mark (1963) The Myth of the Old Poor Law and The Making of the New, *The journal of economic history*, 23(2): 151-84.
- Bonar, James (1924) *Malthus and his work*, London: G. Allen & Unwin. [ボナー (1930) 『マルサスと彼の業績』堀経夫・吉田秀夫訳、改造社。]
- Burke, John (1838) MONCK, OF COLEY PARK, *A Genealogical and Heraldic History of the Commoners of Great Britain and Ireland Enjoying Territorial Possessions Or High Official Rank, But Uninvested with Heritable Honours*, London: Henry Colburn, Publisher, vol. 4, 181-2.
- Cowherd, Raymond Gibson (1977) *Political economists and the English poor laws: a historical study of the influence of classical economics on the formation of social welfare policy*, Athens: Ohio University Press.
- Fisher, David (2009) Monck, John Berkeley (1769-1834), in D. R. Fisher (ed.), *The House of Commons, 1820-1832*, Cambridge: Cambridge University Press, vol. 6, 407-16.
- Fulford, Roger (1967) *Samuel Whitbread, 1764-1815: a study in opposition*, London: Macmillan.
- James, Patricia (1979) *Population Malthus: his life and times*, London; Boston: Routledge & Kegan Paul.
- Petersen, William (1979) *Malthus*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Poynter, John Riddoch (1969) *Society and Pauperism: English ideas on poor relief, 1795-1834*, London; Toronto: Routledge & K. Paul, University of Toronto Press.
- Rapp, Dean (1987) *Samuel Whitbread (1764-1815): A Social and Political Study*, New York: Garland Publishing.
- Urban, Srlvanus (1835) Obituary—John Berkely Monck, Esq., *The Gentleman's*

- Magazine and Historical Chronicle*, London: William Pickering, vol. 3, 432-3.
- 大前朔朗 (1961) 『英国労働政策史序説』有斐閣。
- 川北稔編 (1987) 『「非労働時間」の生活史——英国風ライフ・スタイルの誕生』リプロポート。
- ケネス・ハドソン (1985) 『質屋の世界——イギリス社会史の一断面』北川信也訳、リプロポート。
- 小山路男 (1962) 『イギリス救貧法史論』日本評論新社。
- ジェームズ・ケアド (2011) 『イギリス農業——1850-51年』佐藤俊夫訳、今井書店。
- 社本修 (1977) 「マルサス貧民政策論についての一考察」『明治学院論叢』第263号、93-117頁。
- 高神信一 (2016) 「政府の救済策」勝田俊輔・高神信一編『アイルランド大飢饉——ジャガイモ・「ジェノサイド」・ジョンブル』刀水書房、121-39頁。
- 田中育久男 (2016) 「救貧法改革におけるウィットブレッドとマルサスの交流」柳田芳伸・山崎好裕編『マルサス書簡のなかの知的交流——未邦訳史料と思索の軌跡』昭和堂、59-90頁。
- 田中育久男 (2019) 「救貧法改革におけるウェイランドとマルサス」柳田芳伸・姫野順一編『知的源泉としてのマルサス人口論——ヴィクトリア朝社会思想史の一断面』、昭和堂、65-95頁。
- 角山榮 (1975) 『産業革命と民衆』生活の世界歴史10、河出書房新社。
- 長谷川貴彦 (2014) 『イギリス福祉国家の歴史的源流——近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会。
- 林田敏子 (2003) 「富と国家——パトリック・カフーンと18、19世紀転換期イギリス社会」『撰大人文学』11号、3-37頁。
- 松井一磨 (2008) 『イギリス国民教育に関わる国家関与の構造』東北大学出版会。
- 松村昶・富田寅男編 (2000) 『英米史辞典』研究社。
- 森下宏美 (2001) 『マルサス人口論争と改革の時代』日本経済評論社。
- 森下宏美 (2006) 「救貧法改革と古典派経済学」『経済学研究』第56巻第2号、235-46頁。
- 森下宏美 (2019) 「大飢饉下におけるアイルランド救貧法論争——スクロウプ、シーニア、ミル」柳田芳伸・姫野順一編『知的源泉としてのマルサス人口論——ヴィクトリア朝社会思想史の一断面』昭和堂、96-117頁。
- 柳沢哲哉 (1994) 「マルサスと民衆教育」『香川大学経済論叢』第66巻第4号、

- 101-35頁。
- 柳沢哲哉 (2015) 「マルサス『人口論』における救貧法批判の論理」『マルサス学会年報』第24号、1-31頁。
- 柳田芳伸 (1987) 「マルサスにおける奢侈と道徳的抑制——「マルサス理論」と関係させて」『千里山経済学』20号、57-72頁。
- 柳田芳伸 (2005) 『マルサス勤労階級論の展開——近代イングランドの社会・経済の分析を通して』増補版、昭和堂。
- 柳田芳伸 (2010) 「W・エンプソン稿「マルサス氏の生涯、著作、および性格」」『長崎県立大学経済学部論集』第44巻第3号、81-153頁。
- 柳田芳伸・田中育久男 (2019) 「英米における救貧法の略史」『長崎県立大学論集 (経営学部・地域創造学部)』第52巻第3・4号、65-86頁。
- 柳田芳伸 (2019) 「マルサスのスコットランド旅行記等」『長崎県立大学論集 (経営学部・地域創造学部)』第53巻第2・3号、75-115頁。
- 吉尾清 (2008) 『社会保障の原点を求めて——イギリス救貧法・貧民問題 (18世紀末～19世紀半頃)』関西学院大学出版会。
- 渡会勝義 (1997) 「マルサスの経済思想における貧困問題」『Study Series』38、一橋大学古典資料センター。
- 渡会勝義 (1998) 「マルサス『人口論』の救貧法への影響——1817年下院救貧法特別委員会報告を中心に」『マルサス学会年報』第8号、13-35頁。
- 渡会勝義 (2008) 「マルサス、リカードと同時代の救貧思想」『立教経済学研究』第62巻第2号、25-60頁。
- U・T・J・アークル (2002) 『イギリスの社会と文化200年の歩み』松村昌家・森道子・新野緑・島津展子訳、英宝社。

Summary

Monck and Malthus in Poor Law Reform

TANAKA Ikuo

This paper seeks to clarify John Berkely Monck's (1769–1834) thoughts on poor relief and examine some aspects of the debate on Poor Laws at that time. In the early 19th century, Samuel Whitbread (1764–1815), a member of the House of Commons, proposed an amendment to the Poor Laws (the Poor Law Bill, 1807). The amendment was meant to partially modify the current system of the Poor Laws and improve the conditions of the poor, while recognizing the ideological influence of Thomas Robert Malthus (1766–1834). This paper analyzes Monck's *General Reflections on the System of the Poor Laws, with a Short View of Mr. Whitbread's Bill, and a Comment on It* (1807). This paper compares the pamphlet with the views of Malthus, who responded to the bill in a letter. The conclusion is as follows: First, Monck and Malthus held different views. Monck was concerned that the population would outnumber the available provisions. He also criticized the Poor Laws by arguing that such laws would accelerate the operation; further, he supported the abolition of the Poor Laws. He was indeed a “Malthusian,” as he had come to agree with the ideology of Malthus. With regard to the bill, however, while Malthus emphasized the principle of population, Monck responded with a greater focus on the reality of the poor. His stance was similar to that of John Weyland (1774–1854), who took a position opposite to that of Malthus when responding to the bill. Their agreement derived from the fact that they both considered the circumstances of the poor and realized that “necessity overturns theory.” Second, there is a common direction when it comes to the reform of the Poor Laws. While there were differences between Monck, Malthus, and Wayland in their assessments of the bill, they approved of the bill aimed at encouraging the poor to become independent, and they wanted to nurture people to be industrious by amending the Poor Laws. In other words, they were aware that it was necessary to reform the Poor Laws regardless of their agreements and disagreements over them. In fact, after responding to the bill, Malthus and Monck revised their views on the Poor Laws, and the controversy over the bill provided intellectual thinkers with an opportunity to reexamine their theories.